
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 181

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2018年11月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～「道路外」での事故はどのような罪に問われますか？
- 3・交通事故の裁判事例～国家資格がないため、整骨院等の施術と認められず
- 4・今日の朝礼話題～子どもの命を守るためにチャイルドシートを装着しよう
- 5・【好評発売中】教育用DVD「やっていますか？安全点呼」
- 6・【好評発売中】手帳「2019トラック運行管理者手帳」
手帳「2019バス運行管理者手帳」

// //

★11月前半の安全管理ごよみ

◆1日（木）～30日（金）

——過重労働解消キャンペーン（過労死等防止啓発月間・厚生労働省）

——エコドライブ推進月間（エコドライブ普及連絡会）

——フォークリフト等の特定自主検査強調月間

◆1日（木）

——第54回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

◆3日（土）

——文化の日

◆5日（月）

——自動車事故防止セミナー2018（北陸信越運輸局）

◆7日（水）

——自動車安全運転シンポジウム 2018（自動車安全運転センター）

◆9日（金）～11月30日（金）

——平成30年度（第2回）運行管理者試験書面申請期間

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/10/10/kongetsu-untentkanri-2018-nov/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、W I L L法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第62回『『道路外』で事故を起こしたらどのような罪に問われますか?』

【質問】

道路交通法が適用されるのは基本的に「道路」に限られると思うのですが、工場の構内や駐車場などの「道路外」で事故を起こした場合、運転者や会社はどのような罪や処分に問われるのでしょうか？

【回答】

道路交通法上の道路ではないところは、「道路外」といわれ、道路か道路外かで道路交通法の適用の有無等において、違いが生じます。

ただし、道路交通法上の道路には「一般交通の用に供するその他の場所」を含みますので、私有地であっても、交通の状況からみて不特定の人や自動車が自由に通行できる場所で、現実に通行に使用されている場所であれば、道路交通法上の「道路」とされる場合があります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/10/01/houritsu-62-dourogai/>

■交通事故の裁判事例

今回は、後続車に追突され頸椎損傷の負傷を負った事故で、カイロプラクテ

ティック院で受けた治療費が認められなかった事例を取り上げます。

『柔道整復師等の国家資格もなく整骨院等の施術とは認められない』

【事故の状況】

平成20年4月1日午前3時5分ごろ、Aは普通乗用車を運転して神戸市内の交差点で信号待ちのために停止していたところ、後ろから走行してきた居眠り運転のタクシーに追突されました。

その衝撃でAは、頸椎捻挫、腰椎捻挫、非骨傷性頸髄損傷等の傷害を受けました。

Aは、平成20年4月1日から平成24年9月26日までの間、B病院、C整形外科病院、D院、E鍼灸院のほか、カイロプラクティックFに通院（実通院日数277日）し、平成24年9月28日に症状固定をしました。

この治療費について、タクシー会社側はカイロプラクティックFの治療については、医学的根拠がないなどを主張しました。

裁判所では、次のように述べてカイロプラクティックFの治療費を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「カイロプラクティックFで、手で身体全部をほぐし、タオルで頸部を引っ張る治療を受け、徐々に良くなっていく実感があり1年位で元に戻ってきた感じになった旨供述している」

「しかし、B病院、C整形外科病院の診療録には、Aが医師に対して整体治療や鍼治療等を受けていたなどと報告した記載はあるものの、これに対する医師の指示や同意があった形跡はない」

「また、カイロプラクティックFの施術録等はなく、Aがどのような治療を受け、どのような効果があったかを裏付ける証拠はない」

「Fが柔道整復師等の国家資格を有していたことはいわねず、カイロプラクティックF院における治療は鍼灸院や整骨院における施術であると認めるこ

とができない」

とし、カイロプラクティックFにおける治療費約223万円全額を認めませんでした。

(神戸地裁 平成28年8月24日判決)

■今日の朝礼話題

『子どもの命を守るためにチャイルドシートを装着しよう』

さる10月14日午後5時15分ごろ、大阪府岸和田市の交差点で軽乗用車とワンボックス型乗用車が衝突し乗用車が横転、乗っていた3歳の女の子が路上に投げ出され死亡しました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/10/17/tw-child-safety-seat/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】教育用DVD「やっていますか？安全点呼」

※仕様 カラー18分

※価格 37,000円（税別・送料無料）

※監修 青柳修治（物流技術研究会専任講師）

運送事業者の安全運行のための生命線と言われる点呼ですが、いざドライバーと向き合ったときに何を話せばいいのか、戸惑う管理者も少なくありません。

本DVDでは、乗務前点呼・中間点呼・乗務後点呼それぞれにおいて、確認すべきポイントを網羅したうえで、管理者・ドライバーの実際のやり取りを具体的に収録しています。

また、よくある間違いも取り上げて、正しい点呼の方法をわかりやすく解説していますので、ぜひ毎日の点呼のご参考にしてください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/CLtLfi>

【ほか、多数の教育用DVDの取扱いがございます↓】

<https://goo.gl/QFMfVF>

■ 【好評発売中】手帳「2019トラック運行管理者手帳」
手帳「2019バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本色2色刷

※価格 各1,200円+税

2019年版の「トラック運行管理者手帳」「バス運行管理者手帳」を好評発売中です。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

どちらの手帳もスケジュール欄が充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成30年10月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

